

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月4日

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 黒 本 淳 之 介

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

【電話番号】 宇都宮 028(633)1241(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 塙 康 男

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区三筋1丁目1番1号
株式会社栃木銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(5823)7700

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 秋 元 憲 一

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店

(東京都台東区三筋1丁目1番1号)

株式会社栃木銀行大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供するものであります。

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当行第113期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき 4円50銭

ロ その他剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 8,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月に会社法が一部改正され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも、責任限定契約を締結することが認められたことから、それぞれ責任限定契約が締結できる旨を定めるもの。（第26条、第34条）

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、菊池康雄、綱川清美、植木栄、和南城憲一、橋本佳明、麻生利正の6名を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、塚本美貴吉、西江章の2名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成数	反対数	棄権数	賛成率	決議結果
第1号議案	81,953個	63個	36個	99.92%	可決
第2号議案	81,942個	74個	36個	99.91%	可決
第3号議案					
菊池 康雄	78,760個	3,256個	36個	96.03%	可決
綱川 清美	81,477個	539個	36個	99.34%	可決
植木 栄	81,471個	545個	36個	99.34%	可決
和南城 憲一	81,461個	555個	36個	99.32%	可決
橋本 佳明	81,471個	545個	36個	99.34%	可決
麻生 利正	60,716個	21,300個	36個	74.03%	可決
第4号議案					
塚本 美貴吉	67,911個	14,105個	39個	82.80%	可決
西江 章	81,946個	70個	39個	99.91%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成で可決されます。
- ・第2号議案は、総議決権数の3分の1以上を有する株主の出席及び当該株主の議決権の3分の2以上の賛成で可決されます。
- ・第3号議案及び第4号議案は、総議決権数の3分の1以上を有する株主の出席及び当該株主の議決権の過半数の賛成で可決されます。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権事前行使分及び、当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成・反対及び棄権が確認できていない議決権数は加算していません。